

梁冀政権の権力構造

はじめに

後漢中期以降、竇氏・鄧氏などの外戚が国政を主導していたことは、周知の通りである。なかでも、最も権勢を振るっていたとされるのが、「跋扈將軍」と非難された順帝→桓帝期の梁冀(？→一五九)である。^①

梁冀政権をはじめとする外戚政権をめぐっては、皇帝との親近性や皇太后権に基づいて権力を振るっていた、とする見方がある。^②しかしながら、たとえ外戚が皇帝・皇太后と近い関係にあったとしても、国政運営に参与し得る権限を持ち合わせていなければ、国政を主導することはできない。かかる権限を獲得するためには、しかるべき官への任官が不可欠となる。そこで、外戚の勢力基盤、ひいてはその権力構造を

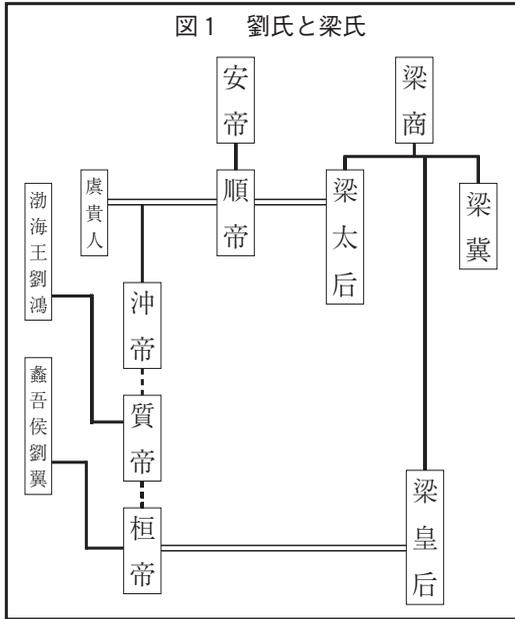
渡邊将智

解明するにあたっては、官制の面から考察する必要がある。

こうした観点に基づいて、先学の多くは、外戚政権の勢力基盤を、尚書台ないしは富田健之氏のいわゆる「尚書体制」(「皇帝官房」としての尚書台が統御・運用していた官僚機構を中心とする政治体制)に求めてきた。^③そのような見方は、当時の尚書台が三公や九卿を抑えて政策形成に参与し、国政運営の中心的機関として機能していた、とする通説的理解から導き出されたものである。しかし、後漢において政策形成に専権的に参加していた官署は、尚書台ではなく、公府(太傅・三公の府、すなわち太傅府・三公府の総称)と將軍府(將軍の幕府)であった。^④しかも、当時、尚書台による三公の形骸化という事態は見られず、むしろ公府が国政運営の中心的機関として機能する政治体制が布かれていたのである。^⑤

このように、後漢の公府・將軍府が政策形成にたずさわり、

図1 劉氏と梁氏



国政運営において主導的な役割りを果たしていたとするならば、当時の外戚の勢力基盤を従来のように理解し得るのか否かが、あらためて問題となる。その解決にあたっては、梁冀政権に目を向けることが有効ではなからうか。というのも、梁冀は絶大なる権勢を誇った外戚であるので、その政権の権力構造を明らかにすれば、後漢における外戚政権のあり方を理解する上で重要な手がかりを得られると考えられるからである。そこで、本稿では、梁冀政権の成立から崩壊までを時系列順に辿りつつ、その権力構造を分析する。それを通じて、

後漢の外戚政権の権力構造を明らかにしたい。⁽⁶⁾

一 跋扈將軍の権勢

永和六年（一四二）八月、大將軍梁商が死去した。梁商は順帝の皇后梁氏の父にあたり、陽嘉三年（一三四）に大將軍に就任して以降、順帝から国政を委任され、善政を布いていた。その死後に国政の表舞台に登場したが、梁商の子の梁冀である。卷六順帝紀・永和六年条に

八月丙辰、大將軍梁商、薨_ス。壬戌、河南尹梁冀、大將軍と爲る。

とあるように、梁商死去の数日後、梁冀は河南尹から大將軍に昇進した。周知の通り、大將軍は武官の最高位であり、後漢では外戚の多くが国政に参与するにあたって任官していた。梁冀は梁商から半ば世襲する形で、当該官職に就任したのである。

かくして、大將軍に昇進した梁冀は、まもなく権勢を振るうようになる。その一例として、卷五六種高列伝に

順帝の末、侍御史と爲る。時に遣わす所の八使の光祿大夫杜喬・周舉等、糾奏する所多きも、而るに大將軍の梁冀及び諸宦官、互いに爲に救わんことを請う。事、皆な覆遏せらる。

とある。この記事によると、漢安元年（一四二）、いわゆる

「八使」として地方を巡察した光祿大夫周舉らは、地方長官の不正を多数摘発しようとした^⑦。ところが、地方長官たちは、宦官と結んだ梁冀のとりなしによって、罪に問われることを免れたのである。このように、多くの地方長官が梁冀の庇護のもとで政治を私物化していた。言い換えれば、当時の梁冀は、彼らの後ろ盾となり得るほどの権勢を誇っていたのであった。

漢安三年（一四四）、順帝が崩御して沖帝（順帝の子）が即位すると、卷三四梁統列伝附梁冀列伝に

（順）帝の崩するに及び、沖帝、始め纏襪に在り、（梁）太后、臨朝す。（梁）冀に詔して、與太傅趙峻・太尉李固參錄尚書事（原文）。冀、辭して當たるを肯ぜざると雖も、侈暴なること滋々甚だし。

とあるように、梁皇后は皇太后となって臨朝稱制した。彼女は梁冀に「録尚書事」となるよう要請したが、固辞されている。「録尚書事」について、先学の多くは、外戚が尚書台を掌握する際の制度的基盤とみなしている。それについては次節で再検討を試みるが、ここではひとまず、「録尚書事」となることを固辞した梁冀が、「侈暴なること滋々甚」しいと評されるほどの権勢を振るっていたことを確認しておきたい。

さて、即位の翌年に沖帝が崩じると、梁冀は質帝（渤海王劉鴻の子）を擁立した。質帝期の梁冀政権について、梁冀列伝に次のようにある。

（質）帝、少くして聰慧にして、（梁）冀の驕横なるを知る。嘗て羣臣を朝し、冀を目して曰く、「此れ跋扈將軍なり」と。冀、聞きて深く之を惡む。遂に左右をして鳩の煮餅に加えしものを進めしむ。帝、即日崩す。

この記事によると、質帝即位後も梁冀の権勢は衰えず、その甚だしさは質帝から「跋扈將軍」と非難されるほどであった。そして、ついには、本初元年（一四六）、自分に批判的な質帝を毒殺してしまう。皇帝弑逆の凶行におよんだ梁冀は、卷六三李固列伝に

（梁）冀、書を得、乃ち三公・中二千石・列侯を召して大いに立つる所を議す。（李）固・（胡）廣・（趙）戒及び大鴻臚杜喬、皆な以爲えらく、「清河王（劉）蒜は、明德著聞にして、又た屬、最も尊親なれば、宜しく立てて嗣と爲すべし」と。是れより先、蠱吾侯（劉）志、冀の妹を取るに當たり、時に京師に在り。冀、之を立てんと欲す。眾論、既に異なれば、憤憤として意を得ざるも、而るに未だ以て相奪うこと有らず。……明日、重ねて公卿を會す。冀、意氣凶凶として、言辭、激切たり。胡廣・趙戒より以下、之を憚せざる莫し。皆な曰く、「惟れ大將軍の令なり」と。而るに固、獨り杜喬と與に堅く本議を守る。冀、聲を厲しくして曰く、「會を罷めん」と。固、意既に従わず、猶お眾心に望みて立つるべしとし、復た書を以て冀に勸む。冀、愈々激怒し、乃ち（梁）太

后に説きて先んじて固を策免し、竟に麤吾侯を立つ。是れ桓帝たり。

とあるように、麤吾侯劉志を帝位に擁立しようとした。これに対して、太尉李固・司徒胡広・司空趙戒・大鴻臚杜喬は、清河王劉蒜を擁して對抗した。まもなく、胡広・趙戒は梁冀の脅しに屈して翻意するが、李固と杜喬はなおも反対意見を述べた。そこで梁冀は、集議を強制的に閉会し、劉志擁立を強引に決定する。さらには、集議閉会後も反対姿勢を貫く李固を、梁太后に働きかけて策免し、誅殺したのである。このようにして反対意見を封殺し、自分の意見を押し通すことができたことから、当時における梁冀の権勢の強大さをうかがい知ることができる。

二 桓帝擁立と「録尚書事」権

官僚層の意思をまとめあげること成功した梁冀は、卷六 質帝紀・本初元年条に

閏月、……戊子、司徒胡廣、太尉と爲り、司空趙戒、司徒と爲り、與梁冀參録尚書事（原文）。太僕袁湯、司空と爲る。

とあるように、本初元年閏月、外戚としては初めて「録尚書事」となる。そして、同月、劉志を洛陽城南宮に迎え入れて即位させた。これが桓帝である。

先述したように、先学は、外戚が尚書台やいわゆる「尚書体制」を掌握する際の制度的基盤を、「録尚書事」に求めている。ただし、その内容の解釈をめぐる諸説あり、「二」三公以下、尚書台を含む百官を統べて国政の実権を掌握していたとする説、「二」地位は高かったが、国政を主導してはいなかったとする説、「三」官僚機構を代表して尚書台を総攬し、皇帝が上奏文の決裁を十分に成し得ない場合には、その国政運営をいわゆる「尚書体制」の内側から輔翼していたとする説、とがある。だが、それらの多くは、必ずしも史料の根拠を提示した上で論じているわけではないので、まだ検討の余地が残されている。

「二」の富田健之氏は、自説の論拠として、①卷二三寶融列伝附寶憲列伝に

和帝、即位するや、(寶)太后、臨朝す。……(寶)憲、前の太尉鄧彪の義讓有りて、先帝の敬う所にして、仁厚委隨なるを以て、故に之を尊崇し、以て太傅と爲し、百官をして己を總べて以て聽かしむ。其の施爲する所、輒ち外は彪をして奏せしめ、内は太后に白す。事、従われざる無し。

とあるように、「録尚書事」となった鄧彪が、「外」すなわち外朝（三公を頂点とする官僚機構）の総意を代表して上奏していること、②卷三章帝紀・永平一八年条所載の章帝の詔に朕は眇身を以て王侯の上に託し、萬機を統理するも、厭

の中に失うを懼れ、兢兢業業として、未だ濟す所を知らず。深く守文の主を惟い、必ずや師傅の官を建てん。……

行太尉事・節卿侯(趙) 憲は、三世、位に在りて、國の元老たり。司空(牟) 融は職を典ること六年、勤勞にして怠らず。其れ憲を以て太傅と爲し、融を太尉と爲し、竝録尚書事(原文)。

とあり、太傅趙憲と太尉牟融の拝受した「録尚書事」が、章帝の立てようとした「師傅の官」に相当すること、の二点を挙げてゐる。^⑩

①は、鄧彪の上奏内容を官僚の総意に基づくものとする理解から導き出されたものである。しかし、右の竇憲列伝には、鄧彪の上奏文の内容が記されていないので、それが官僚層の意思を反映していたのか否かを判断することは困難である。よつて、「録尚書事」となった者が右のような形で官僚機構を代表していた、とする見方には疑問が残る。

他方、②は、「録尚書事」を官名とみなすことを論の前提に据えている。卷四和帝紀・章和二年条に

(竇) 皇太后、詔して曰く、「……其れ(鄧) 彪を以て太傅と爲し、爵關内侯を賜いて、録尚書事(原文)。百官、己を總べて以て聽け。……」と。

とあるごとく、某官の任官者が「録尚書事」となった場合、『後漢書』では「官名+爵号+録尚書事」の形式で表記されている。仮に「録尚書事」を官名とみなした場合、和帝紀の

記事は「本官+爵号+兼任官」となり、官名が爵号の前後に記載されていることになる。ところが、卷七四劉表列伝に

(李) 催、(劉) 表を以て鎮南將軍・荊州牧と爲し、成武侯に封じて、假節。

とあるように、一般に『後漢書』では、某者が複数の官を兼任し、かつ爵号を賜つた場合、本官と兼任官を併記した後に列侯・関内侯などの爵号を記している。つまり、『後漢書』に見える兼任の記事は、そのほとんどが「本官+兼任官+爵号」の形式で表記されているのである。とすると、和帝紀において爵号の後に記されている「録尚書事」は官名ではない、ということになる。^⑪したがつて、「録尚書事」を「師傅の官」とは解し得ない。

ここで趙憲と牟融の本官に注目すると、前者のそれである太傅は、『統漢書』百官志一に

太傅、上公一人。本注に曰く、善を以て導くを掌り、常職無し。

とあるように、皇帝を輔導して国政の正常なる運営を図る官である。他方、後者の本官である太尉は、同百官志一に

太尉、公一人。本注に曰く、……國に過事有らば、則ち二公と通じて之を諫争す。

とあるごとく、皇帝による国政運営に過ちが生じた場合に、「二公」すなわち司徒・司空とともに諫言する役割りを担っていた。太傅・太尉がともに皇帝を輔導していたことからす

ると、右の章帝紀の「師傅の官」はこれらの官を指すと考え大過ないだろう。

ところで、「二」に属する張垂、滎氏は、卷六六陳蕃列伝に永康元年、(桓)帝、崩ず。竇后、臨朝し、詔して曰く、
「……其れ(陳)蕃を以て太傅と爲し、録尚書事(原文)」と。

……時に新たに大喪に遭うも、國嗣、未だ立たず。諸尚書、權官を畏懼し、病に託して朝せず。蕃、書を以て之を責めて曰く、「古人は節を立て、亡に事^まえて存するが如し。今、帝祚、未だ立たず、政事、日々蹙るに、諸君の茶藜の苦を委ねらるるも息偃して牀に有ること柰何せん。義に於いて足らざれば、焉んぞ仁を得んや」と。諸尚書、惶怖し、皆な起ちて事を視る。

とあるのを挙げ、「録尚書事」の官は國政の實權を掌握してはいなかったが、尚書台をその組織外から監督する權限を有していた、とする。右の記事によると、「録尚書事」の陳蕃は、職務を遂行するよう尚書を叱責している。この時、彼は書面をもって叱責しており、確かに「録尚書事」は尚書台を組織外から監督していたといえる。ただし、先に分析したように、「録尚書事」は官名ではないので、「録尚書事」という官の職掌のなかに、尚書台に対する監督權が含まれていた、とみなすことはできない。むしろ、かような權限が「尚書的事を録」せられた者に付与されていた、と考える方が妥当である⁽¹³⁾。

以上の分析結果を総合すると、「尚書的事を録す」とは、尚書台を組織外から監督し、その正常なる運営を図る權限(以下、「録尚書事」權と称す)を付与されたことを示す慣用的表現であるといえる。ただし、「録尚書事」權を行使することによって發揮される作用は、従来想定されてきたほどには大きくなかったとみられる。先述したように、順帝崩御後、梁冀は「録尚書事」權の付与を辞退したにも関わらず權勢を振い、「侈暴なること滋々甚」しい有り様であった。すると、梁冀が國政を主導するにあたって、この權限はさほど重要な役割りを果していなかったことになる。つまるところ、「録尚書事」權ひいてはその監督対象たる尚書台は、必ずしも梁冀政權の主要な勢力基盤ではなかった。

それでは、梁冀が「録尚書事」權を一旦固辞したにも関わらず拝受したのは、如何なる理由によるのであろうか。山田勝芳氏によると、後漢の尚書台は形式的には少府の屬官であったが、実際には皇帝に直屬していた⁽¹⁴⁾。かかる官署に対する監督權を付与されることは、皇帝權の一部を担うことと同義であり、臣下にとって特別の榮譽であったといえよう。

ところで、前掲和帝紀・章和二年条によると、太傅鄧彪に「録尚書事」權を付与するにあたって、竇太后は百官に対して「百官、己を總べて以て聽」くよう命じている。この句は、『後漢紀』・『後漢書』において、「録尚書事」權を付与されたことを示す記事にたびたび登場する。その出典と考えられる

のが、『論語』憲問篇である。そこには

子張、曰く、「書に云う、「高宗、諒陰すること三年、言わず」と。何の謂いぞや」と。子、曰わく、「何ぞ必ずしも高宗のみならん。古の人、皆な然り。君、薨ずれば、百官、己を總べて以て冢宰に聴くこと三年なり」と。

とあり、「百官、己を總べて以て冢宰に聴くこと三年なり」の句が見える。この句を前後の文脈に則して解釈すると、「殷の高宗の薨去後、その後継者が服喪している三年間、百官は冢宰に命令を仰いだ」となる。つまり、右の句は、「冢宰」すなわち宰相を中心に国政が運営されていたことを示しているのである。しからば、和帝紀所載の詔は、太傅鄧彪に「録尚書事」権を特別に付与して、彼が国政の主導者であることを明確にするために発せられたもの、ということになる。

このように、「録尚書事」権は臣下にとって荣誉ある権限であり、それを付与された者は、自分の權威を高めて、国政の主導者として位置づけることができた。先に分析したごとく、この権限は必ずしも梁冀政権の勢力基盤ではなかった。それゆえ、梁冀が「録尚書事」権を拝受した主目的を、その権限の行使に求めることは困難である。むしろ梁冀は、国政の主導者としての地位を獲得するために、「録尚書事」権を拝受したのであった。

三二 元嘉元年の殊典賜与と「平尚書事」権

(一) 「平尚書事」権

「録尚書事」権を拝受した梁冀は、朱穆や种暠といった清廉で有能な官僚を辟召して自分の属僚とする一方、引き続き権勢を振るった。こうしたなかで、桓帝は、建和元年（一四七）に梁冀の妹を皇后に冊立した。さらに、梁太后崩御の翌年にあたる元嘉元年（一五二）には、帝位擁立の功をもって、梁冀に殊典を賜与している。その詳細について、梁冀列伝に次のようにある。

元嘉元年、（桓）帝、（梁）冀に援立の功有るを以て、殊典を崇たかくせんと欲す。乃ち大いに公卿を會して、共に其の禮を議す。是に於いて、有司、奏すらく、「冀の入朝不趨・劔履上殿・謁讚不名の禮儀は、蕭何に比し、悉く定陶・成陽の餘戸を以て増封して四縣と爲すこと、鄧禹に比し、金錢・奴婢・綵帛・車馬・衣服・甲第を賞賜すること、霍光に比し、以て元勳を殊とにせん。朝會ある毎に三公と絶席し、十日に一たび入りて、平尚書事（原文）。天下に宣布して、萬世の法と爲さん」と。

桓帝と公卿は、「入朝不趨」（入朝時に小走りする臣礼の免除）・「劔履上殿」（劔と履物を身につけたままでの昇殿の許可）・「謁讚不名」（皇帝に拝謁する際に諱を呼ばれる臣礼の免除）⁽¹⁷⁾や、十日に一度の「平尚書事」などの殊典を梁冀に賜与し、

そのことを「萬世の法」と定めた。「平尚書事」の内容については、「1」尚書台を掌握して国政を総攬していたとする説、「2」尚書台を掌握してはいなかったが、皇帝の意思決定に関与し得たとする説、とに大別され、特に「1」に属する先学は、「平尚書事」を梁冀政権の勢力基盤とみなしている¹⁸。だが、先学の多くは史料の根拠を必ずしも提示していないので、やはり再検討の余地がある。

そこで、『漢書』巻七六張敞伝を見ると、前漢宣帝期のころとして

宣帝、(張)敞を徵して太中大夫と爲す。與于定國竝平尚書事(原文)、正を以て大將軍霍光に違忤す。

とある。これによると、太中大夫張敞は光祿大夫于定國とともに「平尚書事」し、大將軍霍光の意向に逆らっていた。霍光は、前漢昭帝、宣帝期に国政を主導していた外戚である。

彼は、自分の意向を反映させた政策案を、個人的紐帯で結ばれた官僚に上奏させることを通じて、皇帝の行使すべき政策決定権を事実上掌握していた¹⁹。すると、「平尚書事」は、霍光のような権力者に対抗し得る機能を有していたことになる。

では、「平尚書事」とは具体的にどのようなものであったのだろうか。「2」に属する楊樹藩氏は、「平尚書事」は尚書台の属官ではなかったが、尚書台から皇帝に伝達された上奏文を「審査」していた²⁰、としている。しかし、『後漢紀』巻二一桓帝紀上・延熹二年条に

是に於いて、梁冀、專權し、其の己と同一にする者、榮顯せしむるも、違忤する者、劾して死す²¹。百僚、側目し、命に従わざる莫し。省中の咳唾の音、冀、必ず之を知る。臺閣の機事、先に以て冀に聞し、乃ち奏御するを得。内外、恐懼して、上下、鉗口し、而して帝、親任する所有るを得ず。上、既に之に平らかならず。

とあるように、梁冀が「平尚書事」し始めてから八年後の延熹二年(一五九)当時、「臺閣の機事」は梁冀に「聞」した後に「奏御」されていた。ここでの「聞」字は上奏文を披閱させることを、「奏御」は上奏文を尚書台經由で皇帝に伝達することを、それぞれ意味し、「機事」は直接的には機密事項のことである²²。また、「臺閣」とは、皇帝あるいはひろく朝廷を指す語であった²³。「聞」「奏御」が文書行政上の手続きを示す語であることからすると、「臺閣の機事」は、国政の機密に関わる上奏文のことと解される。そうすると、右の記事の大意は「官吏からの上奏文は、梁冀の披閱を経た後、尚書台から皇帝に伝達されていた」となる。つまり、梁冀のように「平尚書事」した者は、皇帝よりも先に上奏文を披閱していたのである。

以上のことから、「平+尚書+事」で構成される「尚書」の事を平す²⁴は、尚書台が皇帝に上奏文を伝達する前に、それを披閱し得る権限(以下、「平尚書事」権と称す)を付与されたことを示す慣用的表現である、といえる。このことを念

頭に前掲『漢書』張敞伝を解釈すると、次のようになる。すなわち、張敞は、霍光の意向の反映された上奏文を、尚書台から皇帝に伝達される前に披閲した上で、霍光の意向に反する言動をとっていた、と。この事例から明らかな通り、「平尚書事」権は、文書行政のみならず政策形成にも関わるものであった。しかしながら、前掲の梁冀列伝や种暠列伝からうかがえるように、梁冀は「平尚書事」権を付与される以前から権勢をほしいままにしていた。ゆえに、この権限を梁冀政権の主たる勢力基盤とはみなし得ないのである。

(二) 殊典と權威

それでは、何故に梁冀は、必ずしも直接的な勢力基盤ではなかったにも関わらず、「平尚書事」権を拝受したのであるのか。ここで注目されるのが、「平尚書事」権が殊典の一つとして付与されている点である。梁冀の拝受した殊典については、尾形勇氏は、殊礼と同一のものとみなしている²³⁾。尾形氏は、一部の臣下を特別な礼儀をもって厚遇する「優遇儀礼」のことを殊礼と定義している²⁴⁾ので、氏の言葉を借りれば、殊典は「優遇儀礼」ということになる。

ところが、『宋書』卷二武帝紀中に、義熙十一年(四一五)、東晉の鎮西將軍劉裕が荊州刺史司馬休之を討伐した後のこととして

四月、……天子、復た重ねて前命を申し、太傅・揚州牧

を授けて、劍履上殿・入朝不趨・贊拜不名たらしめ、前部羽葆・鼓吹を加えて、左右長史・司馬・從事中郎を置くこと四人とす。……八月甲子、公、江陵より至る。黄鉞を奉還して、太傅、州牧、前部羽葆・鼓吹を固辭するも、其餘、命を受く。朝議するに、「公の道の尊く勳の重きを以て、宜しく復た護軍を施し敬うべからず」と。既にして殊禮を加え、奏事不復稱名たり。

とあり、その後段所載の東晉の安帝が劉裕に下した詔に
朕、聞く、先王の世を宰おさむるや、勳を庸もちいて賢を尊び、侯を建てて土を胙まなえ、褒むるに寵章を以てし、其の微しとする物を崇ぶは、皇家を協輔し、永く藩屏を隆くする所以なり。……惟うに公の道は前烈に冠たりて、勳は振古に高きも、而るに殊典、未だ加えられず。朕、甚だ焉を慚なしとす。今、相國を進授して、徐州の彭城・沛・蘭陵・下邳・淮陽・山陽・廣陵、兗州の高平・魯・泰山の十郡を以て公に封じ、宋公と爲さん。

とある。一見して分かるように、『宋書』武帝紀には「殊禮」と「殊典」がともに見える。すなわち、司馬休之の討伐後の記事において、劉裕は「劍履上殿」・「入朝不趨」などを拝受し、さらに「殊禮」として、「奏事不復稱名」(奏上時に名乗る臣礼の免除)という儀礼上の特別待遇を加えられた。他方、安帝の詔には、劉裕に賜与した「殊典」として、相國の官および宋公の爵号・封地が挙げられている。

相国は、『宋書』卷三九・百官志上に

相國、一人。……魏晉より以來、復た人臣の位に非ず。

とあるように、一般の臣下が任官できる官ではなかった。また、同百官志上によると、相国任官者は府（相国府）を開いて属僚を置くことができた。他方、両晉代には、郡公・県公に一郡ないし一県の封地を与えた事例が散見する。だが、劉裕のように「十郡」にもわたる広大な封地を賜与された公の事例は見出せない。さらに、『宋書』卷四〇・百官志下によると、公国には王国と同様に官制を布くことができた。このように、劉裕が殊典として拝受した官位・爵号は、いずれも位人臣を極めるものであり、かつ権限をとまなうものであった。また、右のごとき広大な封地の賜与は、一般の臣下には加えられない特別待遇にあたる。

以上を要するに、劉裕は、殊礼として儀礼上の特別待遇を、殊典として荣誉ある権限と特別待遇を、それぞれ拝受していた。とすると、殊典と殊礼は性格を異にするものなのではなからうか。そこで、あらためて前掲梁冀列伝を見ると、桓帝は梁冀に対して、Ⅰ「入朝不趨」・「劔履上殿」・「謁讚不名」、Ⅱ封地の加増、Ⅲ金錢・車馬などの財物、Ⅳ三公との「絶席」、Ⅴ「平尚書事」権、を賜与している。Ⅰは、梁冀列伝に「蕭何に比」するとあるように、前漢の蕭何に由来するものである。石井仁氏によれば、魏晉南北朝には、国政を主導する「輔政の宰相」に賜与された殊礼の一つに「蕭何故事」があ

り、それは「入朝不趨」・「劔履上殿」・「謁讚不名」という臣礼の免除であった。その典拠は、楚漢戦争後に功績第一とされた蕭何が、「帶劔履上殿」・「入朝不趨」といった儀礼上の特別待遇を加えられたことに求められるという。すると、Ⅰは魏晉期以降に「蕭何故事」として定着することになる殊礼の原型ということになる。Ⅲは、梁冀列伝に「霍光に比」するとあるように、霍光に由来するものである。石井氏によると、漢代、魏晉南北朝の殊礼の一つに、「輔政の宰相」の死後に国葬を挙行する際の礼遇である「霍光故事」があり、その典拠は霍光の葬儀に求められるという。Ⅲを賜与された当時、梁冀は存命中であったが、葬儀の際に霍光が与えられた財物に比肩する物品を拝領しているので、Ⅲは霍光の故事に倣った特別待遇であるといえよう。

さて、殊典を賜与された当時、梁冀は乘氏侯として二県を領有していたようであるが、Ⅱによつて封地を四県に増加された。梁冀列伝に「鄧禹に比」するとあるように、それは、光武帝の天下統一後の論功行賞において、封地として四県を与えられた功臣の鄧禹に倣ったものである。後漢において、四県もの封地を賜与された列侯の事例は他に見えず、梁冀に対する処遇は極めて特別なものであった。また、梁冀列伝において、右の記事は特別待遇であるⅠ・Ⅲと併記されている。これらのことから、Ⅱもまた、通常は臣下に加えられない特別待遇であるといえよう。Ⅳの「絶席」とは、某者の席次を

他者と区別することである。⁽²⁸⁾ 梁冀列伝に「朝會ある毎に、三公と絶席」したとあるごとく、梁冀の場合は三公と席次を区別していた。毎月朔日に挙行された朝会儀礼の場において、梁冀が「絶席」していたことから明らかなように、席次は儀礼に深く関わるものである。したがって、IVは儀礼上の特別待遇ということになる。

Vの「平尚書事」権は、尚書台が皇帝に上奏文を伝達する前に、それを披閲し得る権限であり、後漢において梁冀以外の者には付与されていなかった。当該権限は、皇帝よりも先には許されないものである。しかも、「平尚書事」権の被付与者が関わっていた文書行政は、皇帝直属の尚書台が主管していた。「平尚書事」権を付与されることは、臣下にとって特別の荣誉だったのである。このように、梁冀は殊典として、特別待遇（I・II・III・IV）と、通常は人臣に与えられない荣誉ある権限（V）を拝受していた。

これまでの分析結果を整理すると、殊典を「荣誉ある権限＋特別待遇」と定義づけることができよう。かかる構成要素から成る殊典は、儀礼上の特別待遇に限定される殊礼よりも機能面で勝るものであった。しからば、殊典の一つに数えられる「平尚書事」権を付与されることによって、梁冀は如何なる恩恵を享受したのであるうか。ここで再び前掲『宋書』武帝紀中所掲の安帝の詔を見ると、そこには、安帝が劉裕に

殊典を賜与した目的として、「皇家を協輔し、永く藩屏を隆くすることが掲げられている。つまり、殊典とは、特定の臣下を輔政者かつ帝室の藩屏として遇するために賜与されたものなのである。換言するならば、殊典は、被賜与者の権限を強化すると同時に、その権威を高め、国政の主導者として位置づける効果を有していたわけである。それゆえ梁冀は、必ずしも直接的な勢力基盤とはなり得なかつたにも関わらず、「平尚書事」権を拝受したのであった。

四 梁冀政権の崩壊と歴史的意義

(一) 権限と権威

延熹二年（一五九）七月、梁皇后が薨去すると、桓帝は単超ら宦官の協力を得て、梁氏の排除に向けて動き出す。そして、同年八月、梁冀に不穩の動きありとして、彼の邸宅を軍勢をもって包囲し、これを自殺に追い込んだ。その顛末について、梁冀列伝に次のようにある。

（桓）帝、是れに因りて前殿に御し、諸尚書を召し入れて、其の事を發かしむ。尚書令尹勳をして節を持して勅せしめ、丞・郎以下、皆な兵を操りて省閣を守り、諸々の符節を斂めて省中に送らしむ。黃門令具瑗をして左右の廢駒、虎賁、羽林、都候の劔戟の士、合せて千餘人を將い、司隸校尉張彪と共に（梁）冀の第を圍ましめ、光

祿勳袁肝をして節を持して冀の大將軍の印綬を收めしむ。徒して比景都郷侯に封ずるも、冀及び妻の（孫）壽、即日皆な自殺す。

かくして、順帝以来四代の皇帝のもとで奢侈を極め、絶大な権勢を誇った梁冀は、大將軍の印綬を奪われて政權の座を追われた。そして、比景都郷侯に降格された彼は即日自殺し、梁氏一族とそれに与する数十人の官僚も処刑されたのである。興味深いのは、桓帝が梁氏を排除するにあたって、まず最初に梁冀に授けた大將軍の印綬を没収していることである。

いうまでもなく、印綬の没収は免官と同義である。すると、梁冀から権力を奪還せんとする桓帝にとつて、大將軍は真つ先に奪取すべき官であつた、ということになる。このことは、梁冀が国政を主導する上で、大將軍が最も重要な役割りを果たしていたことを示しているよう。

そもそも、大將軍は武官の最高位である。それゆえ、桓帝が梁冀を免官したのは、一見すると兵権を奪取するためであつたかのごとくである。しかし、廖伯源氏の指摘するように、後漢の外戚が任官していた將軍は、主に国政運営に参与しており、軍隊を統率しない場合もあつた^⑩。実際、梁冀が軍隊を指揮したり、自ら出征した様子は、史書に見えない。そこで、桓帝が大將軍の印綬を没収した理由については、大將軍が日常的にたずさわっていた国政運営の側面から考察する必要がある。

これまで確認してきたことを総合すると、梁冀と大將軍の關係について、次の二点に注目される。第一に、順帝期に大將軍に就任して以降、桓帝期に「録尚書事」権・「平尚書事」権を付与されるまで、梁冀が大將軍の他に官や権限を拝受していなかったこと、第二に、彼が大將軍就任直後の順帝期末から一貫して権勢を振るっていたこと、である。つまり、桓帝期以前、梁冀は大將軍以外の官や権限を拝受することなく国政を主導していたわけである。前稿で述べたように、大將軍府（大將軍の幕府）を含む將軍府は、国政運営の中心的機関として機能していた公府と同じく、政策案の作成・審議に専権的に参加して、皇帝の意思決定を左右し、皇帝権力を掣肘し得るほどの大きな政治的影響力を有していた^⑪。いわば、將軍府は国政運営の中心的機関として機能していたのである。かような官署を擁していた大將軍を本官とし、なおかつ他官を兼任していなかったことから、梁冀政權の主たる勢力基盤は、大將軍ひいては大將軍府に求められる。梁氏を排除するにあたって、桓帝が梁冀からこの官を奪つたのも、当然の措置であつた。

以上のように、後漢において最も権勢を誇った梁冀は、大將軍および大將軍府を擁することによって、国政を主導し得る権限を獲得していた。その上でさらに、彼は「録尚書事」権と「平尚書事」権を拝受したのである。先に検討したことく、「平尚書事」権は殊典の一つで、通常は人臣に与えられ

ない榮譽ある権限である。この権限の被付与者は、権限を強化すると同時に権威を高め、国政の主導者としての地位を獲得することができた。他方、「録尚書事」権も臣下にとつて榮譽ある権限であり、その被付与者は「平尚書事」権を付与された場合と同じ効果を享受することが可能であった。端的に言えば、「録尚書事」権は、殊典たる「平尚書事」権と同様の性格を有していたのである。つまりところ、梁冀は、大將軍に任官して「録尚書事」権・「平尚書事」権を拝受することによつて、国政の主導者としての権限と権威を兼ね備えたのであった。

(二) 外戚政権の権力構造と梁冀政権

これまで分析してきたように、梁冀政権は国政の主導者としての権限と権威を兼備した政権であった。では、他の外戚政権の権力構造も、梁冀政権と同様に理解し得るのであるか。

表1は、後漢の外戚の領袖のうち、梁冀と同じく大將軍を本官としていた人物を一覧にしたものである。「録尚書事」権「欄」欄から明らかのように、梁冀・竇武・何進は「録尚書事」権を拝受していたが、それ以前の外戚には当該権限が付与されていない。また、「殊典」欄と「拝受」欄から分かる通り、「平尚書事」権をはじめとする殊典を賜与されたのは梁冀のみであり、その他の外戚は一樣に、大將軍・「録尚書事」権

以外の官や権限を拝受していなかった。さらに竇融列伝附竇憲列伝に

會々(竇)憲及び鄧疊、師を班かちて京師に還る。……
憲等、既に至るや、(和)帝、乃ち北宮に幸し、執金吾・五校尉に詔して兵を勅して南・北宮に屯衛し、城門を閉ざさしむ。疊・(鄧)磊・(郭)璜・(郭)舉を收捕して、皆な獄に下して誅し、家屬を合浦に徙す。謁者僕射を遣わして憲の大將軍の印綬を收め、更めて封じて冠軍侯と爲さしむ。

とあるごとく、竇憲を国政の中枢から排除するにあたって、和帝は彼の本官たる大將軍の印綬を没収している。これは、梁氏誅滅に際して、桓帝が梁冀に対してとつた措置とまったく同じである。すると、梁冀政権以外の外戚政権も、大將軍を主たる勢力基盤としていたのではあるまいか。

卷一六鄧禹列伝附鄧鸞列伝に、鄧鸞の大將軍在官時のこととして

時に元二の災に遭い、人士、荒飢して、死者、相望み、盜賊、羣起して、四夷、侵畔す。(鄧)鸞等、節儉を崇びて、力役を罷め、天下の賢士たる何熙・殺諷・羊漫・李邵・陶敦等を推進して朝廷に列せしめ、楊震・朱寵・陳禪を辟して之を幕府に置く。故に天下、復た安んず。とあり、鄧鸞は儉約の奨励、人材の推挙などを実施し、国政運営において主導的な役割りを果たしていた。また、卷三四

表1 大將軍を本官とする外戚

任官者	在任期間	殊 典						その他	
		栄誉ある権限		特別待遇					
		「平尚書事」権	官位・封爵	蕭何故事	霍光故事	封地	絶席	「録尚書事」権	拝受
竇憲	和帝期(89～92)	×	×	×	×	×	×	×	×
鄧騭	安帝期(108～110)	×	×	×	×	×	×	×	×
耿宝	安帝期～北郷侯期(124～125)	×	×	×	×	×	×	×	×
梁商	順帝期(135～141)	×	×	×	×	×	×	×	×
梁冀	順帝～桓帝期(141～159)	○	×	○	○	○	○	○	×
竇武	桓帝～靈帝期(166～168)	×	×	×	×	×	×	○	×
何進	靈帝～少帝期(184～189)	×	×	×	×	×	×	○	×

注1) 「蕭何故事」とは、蕭何の論功行賞を典拠とする「入朝不趨」・「劍履上殿」・「謁讀不名」の賜与。「霍光故事」とは、霍光の国葬の礼を典拠とする財物の賜与。「封地」とは、広大な封地の賜与。

注2) 「官位・爵号」とは、一般の臣下の就き得ない官への任官と、王公の爵号の賜与。「絶席」とは、他者と席次を区別すること。「拝受」とは、大將軍・「録尚書事」権・殊典を除く官や権限の拝受の有無。

注3) 竇武の大將軍就任年について、『後漢書』巻八靈帝紀「建寧元年条は建寧元年(168)とし、『後漢紀』巻二二桓帝紀下・延熹九年条は延熹九年(166)とする。ここでは『後漢紀』の記述に従った。

梁統列伝附梁商列伝に、大將軍梁商の政治活動について、次のようにある。

(梁) 商、戚屬を以て大位に居りてより、存う毎に謙柔、己を虚しくして賢を進め、漢陽の巨覽、上黨の陳龜を辟して掾屬と爲し、李固・周舉を從事中郎と爲す。是に於いて、京師、翕然として、稱うるに「良輔」と爲す。(順) 帝、重く焉に委ぬ。この記事によると、梁商は、李固をはじめとする有能な臣僚を推挙・辟召して「良輔」と称えられ、順帝から国政

を委任されていた。表1から明らかなように、鄧騭と梁商は、いずれも大將軍以外の官や権限、殊典を拝受していなかった。したがって、彼らは、大將軍府を擁する大將軍を本官とすることによって、国政を主導し得る権限を獲得したことになる。要するに、後漢の外戚政権は、將軍ひいては將軍府を主要な勢力基盤としていたのである。

表1に見えるように、梁冀政権に権威をもたらし、「平尚書事」権や「録尚書事」権は、梁冀以前の外戚には付与されていなかった。ところが、梁冀政権以降、彼らは將軍に任官するとともに、「録尚書事」権をも拝受するようになったのである。かくして、後漢の外戚は、国政の主導者としての権限と権威を兼備するに至った。かような外戚政権の権力構造は、梁冀政権の登場を契機に常態化したのであった。

おわりに

本稿では、後漢の外戚政権の権力構造を、梁冀政権の権力構造を分析することを通じて検証した。その結果、次のことが言えるであろう。

従来、梁冀は、「録尚書事」・「平尚書事」となることによって、尚書台ないしはいわゆる「尚書体制」を掌握し、国政を主導していた、と理解されてきた。しかし、「尚書の事を録す」とは「録尚書事」権(尚書台を組織外から監督し、その

正常なる運営を図る権限)を、「尚書の事を平す」とは「平尚書事」権(尚書台が皇帝に上奏文を伝達する前に、それを披閲し得る権限)を、それぞれ付与されたことを示す慣用的表現である。「録尚書事」権・「平尚書事」権を付与される以前から、梁冀が権勢を振るっていたことからうかがえるように、それらは必ずしも梁冀政権の主たる勢力基盤ではなかった。むしろ、この政権の主要な勢力基盤は、梁冀の本官たる大將軍ひいては大將軍府(国政運営の中心的機関として機能していた將軍府の一つ)に求められる。

とはいえ、「録尚書事」権と「平尚書事」権が、政治的になんら意味をなさなかったわけではない。なんとすれば、「録尚書事」権と、殊典(荣誉ある権限+特別待遇)の一つに数えられる「平尚書事」権は、被付与者の権限を強化すると同時に、その権威を高め、国政の主導者として位置づける効果を有していたからである。そこで梁冀は、大將軍に任官するとともに「平尚書事」権や「録尚書事」権を拝受し、国政の主導者としての権限と権威を兼備したのである。

かかる権力構造を有する梁冀政権と同様に、その他の外戚政権も、將軍ひいては將軍府を主な勢力基盤としていた。彼らは、梁冀政権以前には殊典や「録尚書事」権を拝受していなかったが、それ以降は「録尚書事」権を拝受するようになった。ここに至って、後漢の外戚は、国政の主導者としての権限と権威を兼ね備えたのである。梁冀政権の登場は、外戚政

権の権力構造が右のような形で常態化する契機となったのであった。

前稿で論じたように、後漢では公府が中心的な位置を占める政治体制が布かれていた。⁽³²⁾本稿で検討したごとく、外戚政権の主たる勢力基盤が將軍府にあつたとすると、当時の政治体制下において、將軍府もまた中心的な役割りを果たしていたことになる。しかれば、後漢においては公府・將軍府を中心とする政治体制が布かれていたことになろう。そこで、あらためて問題となるのが、右の政治体制のもとで尚書台が如何に機能していたのか、という点である。また、当該体制が後漢一代を通じてどのように展開し、魏晉期以降に継承・発展していったのかという問題も、今後、検討すべき課題である。別稿にて取り上げることにした。

注

(1) 梁冀政権に関する研究として、狩野直禎『後漢政治史の研究』(同朋舎、一九九三年)、斉藤英敏「党錮前史―梁氏專權とその時代―」(『中央大学アジア史研究』一九、一九九五年)、東晋次「後漢時代の政治と社会」(名古屋大学出版会、一九九五年)、渡邊義浩「後漢時代の支配と儒教」(雄山閣、一九九五年)、薛正昌「東漢豪族梁氏述評」(『寧夏社会科学』一九九八―四、一九九八年)、衛広来「漢魏晉皇權嬗代」(書海出版社、二〇〇二年)などがあるが、いずれも官制史の観点から論じたものではない。

(2) 例えば、東前掲書は、皇帝が儒家思想に見える「親親の義」に基づいて「貴戚」(内戚・外戚)を優遇したことにより、外戚は内

朝官たる尚書台を掌握して国政に参与した、とする。これに対し、渡邊前掲書は、外戚専権の淵源を皇帝との親近性に求める見方に疑問を呈している。すなわち、外戚の権力は、皇帝の嫡妻権に基づく皇太后権を淵源とする擬似皇帝権力であり、皇帝権力と競合していた彼らは、皇太后臨朝下において、將軍・内朝官を掌握して独自の権力を振っていた、と。

- (3) 陶希聖編『中国政治制度史』（啓業書局、一九四三年）、勞幹「論漢代的内朝与外朝」（中央研究院歷史語言研究所集刊）一三、一九四八年。後に同氏『勞幹學術論文集』甲編、芸文印書館、一九七六年に収録、楊樹藩A「兩漢尚書制度的研究」（大陸雜誌）二一三—三、一九六一年、張亜濤「兩漢尚書台」（國立政治大學學報）五、一九六二年）、鎌田重雄「漢代の尚書官—領尚書事と録尚書事とを中心として」（『東洋史研究』二六—四、一九六八年）、山本隆義「中国政治制度の研究 内閣制度の起源と發展」（同朋社、一九六八年）、富田健之A「漢時代における尚書体制の形成とその意義」（『東洋史研究』四五—二、一九八六年）、B「後漢前半期における皇帝支配と尚書体制」（『東洋學報』八一—四、二〇〇〇年）、C「後漢後半期の政局と尚書体制—「省尚書事」をめぐる—」（『九州大学東洋史論集』二〇、二〇〇一年）、安作璋・熊鉄基「秦漢官制史稿」（齊魯書社、一九八四年）、祝総斌「兩漢魏晉南北朝宰相制度研究」（中国社会科学出版社、一九九〇年）、東前掲書、衛広来前掲書、卜憲群「秦漢官僚制度」（社会科学文献出版社、二〇〇二年）など。
- (4) 拙稿A「兩漢代における公府・將軍府—政策形成の制度的変遷を中心に—」（『史滴』二八、二〇〇六年。なお、本稿でいうところの「政策形成」とは、作成された政策案が十分な審議を経て裁可され、政策として実施されるまでの一連の流れを指す。
- (5) 拙稿B「後漢時代の三公と皇帝権力—宦官の勢力基盤と徴召の

運用を手がかりとして—」（『史観』一四六、二〇〇七年）。

- (6) 以下、本稿では、范曄「後漢書」からの引用は書名を省略し、司馬彪「統漢書」の志を除いた通算巻数のみを記す。
- (7) 「八使巡行」とは、漢安元年、順帝の勅命により、八名の監察官が各地を巡察した出来事。その詳細は、卷六一「周舉列伝」に見える。
- (8) 陶希聖前掲書、鎌田前掲論文A・Bなど。
- (9) 「二」に分類されるものとして、富田前掲論文A・Bなど。
- (10) 録尚書事条、清・趙翼「廿二史劄記」卷二漢三公官条、陶希聖前掲書、勞幹前掲論文、楊樹藩前掲論文A、B「中国文官制度史」（三民書局、一九七六年）、山本前掲書、鎌田前掲論文、安作璋・熊鉄基前掲書、祝総斌前掲書、衛広来前掲書などが、「二」に属するものとして、張亜濤前掲論文、陳琳国「魏晉南北朝政治制度研究」（文律出版社、一九九四年）、李宜春「兩漢領・録尚書事制度比較研究」（『晉陽學刊』一九九一—五、一九九九年）、卜憲群前掲書などが、「三」を唱えるものとして、富田前掲論文A・Bがある。
- (11) 富田前掲論文A・B。
- (12) 張亜濤前掲論文。
- (13) 卷三七桓采列伝附桓焉列伝に「順帝即位、拜太傅、與太尉朱寵竝録尚書事。（桓）焉復入授經禁中、因讎見建言、「宜引三公・尚書入省事」。帝從之」とあり、「録尚書事」していた桓焉が順帝に対して、三公と尚書に国政を担当させるよう進言している。一見すると、「録尚書事」した者は、尚書台のみならず、三公も監督下

に置いていたかのごとくである。しかし、桓焉は順帝に進言したのであって、三公や尚書台に直接指示していたわけではない。そのため、三公が「録尚書事」した者の監督下に置かれていたとは考え難い。おそらく桓焉は、皇帝の輔導役である太傅の権限に基づいて、右のように進言したのである。

(14) 山田勝芳「後漢の大司農と少府」(『史流』一八、一九七七年)。

(15) 『尚書』伊訓篇にも「惟元祀。十有二月、乙丑、伊尹祠于先王。奉嗣王祇見厥祖。侯甸・羣后咸在。百官總己以聽冢宰」とあり、「百官總己以聽冢宰」の句が見える。しかし、伊訓篇は偽古文尚書であるため、和帝紀所載の詔の出典とはみなし難い。ちなみに、定州漢簡「論語」第四〇七・四〇八簡に「……曰、書云、□□□□陰、三年不言。何謂也。子曰、何……斃、百官總己、以聽於冢宰……」とあり、『定州漢墓竹簡論語』(文物出版社、一九九七年)の釈文は、これを「憲問篇」に含めている。

(16) 卷四三朱暉列伝附朱穆列伝に「及桓帝即位、順烈太后臨朝。(朱穆以(梁)冀執地親重、望有以扶持王室、因推災異、奏記以勸戒冀曰、「……」。又薦仲嵩・樂巴等。而明年、嚴鯨謀立清河王(劉)蒜、又黃龍二見沛國。冀無術學、遂以穆龍戰之言爲應。於是、請嵩爲從事中郎、薦巴爲議郎、舉穆高第、爲侍御史」とある。辟召については、福井重雅「漢代官吏登用制度の研究」(創文社、一九八八年)などを参照。

(17) 「謁讀不名」の「不名」について、尾形勇A「漢唐間の「殊礼」について」(『山梨大学教育学部研究報告』二四、一九七四年)、B「中国古代の「家」と「国家」(岩波書店、一九七九年)は、皇帝に拝謁する際に名乗らないこととするが、岡安勇「中国古代における「客礼」の礼遇形式—匈奴呼韓邪单于への礼遇を手掛りとして—」(『東方学』七四、一九八七年)、石井仁A「虎賁班劍考—漢六朝の恩賜・殊礼と故事—」(『東洋史研究』五九—四、二〇〇一年)は、

拜謁時に諱を呼ばれないことと解している。ここでは、岡安・石井の両氏の見解に従っておく。

(18) 「1」に分類されるものとして、陶希聖前掲書、勞幹前掲論文、張重灃前掲論文、鎌田前掲論文、安作璋・熊鉄基前掲書、富田前掲論文Cなどがある。他方、「2」に属するものとして、楊樹藩前掲論文A・前掲書B、陳仲安・王素「漢唐職官制度研究」(中華書局、一九九三年)、汪桂海「漢代官文書制度」(广西教育出版社、一九九九年)、米田健志「前漢後期における中朝と尚書—皇帝の日常政務との関連から—」(『東洋史研究』六四—二、二〇〇五年)などがある。「1」に属する富田論文は、前掲梁冀列伝に見える「[平尚書事]を」、「[録尚書事]となった梁冀が「皇帝官房」として機能していた尚書台を総攬しつつ、十日に一度、桓帝による上奏文の決裁を輔翼していたことを示すもの、としている。しかし、「録尚書事」のあり方が本稿で分析した通りであるとすれば、右のように解し難くなる。また、「2」に分類される米田論文は、後掲「漢書」卷七六張敞伝に見える「[平尚書事]を、皇帝の上奏文決裁にあたって、その判断の参考に供するために上奏内容を「評議」することと解した上で、後漢の「[省尚書事]と同じものである」と推測している。だが、「[平尚書事]と「[省尚書事]を同一のものとはみなすことは困難である。詳しくは、前掲拙稿Bを参照。

(19) 前掲拙稿Aを参照。

(20) 楊樹藩前掲論文A・前掲書B。ちなみに、汪桂海前掲書も、楊樹藩氏と同様に解している。

(21) 「聞」字について、卷七一皇甫嵩列伝に「明年(中平六年)、(董)卓拜爲并州牧、詔使以兵委(皇甫)嵩、卓不從。……於是、上書以聞。(靈)帝讓卓。卓又增怨於嵩」とあるように、皇甫嵩は、董卓が命令違反を犯していることを、上奏文によって靈帝に「聞」し、それをうけて、靈帝は董卓を叱責している。皇甫嵩が上奏文

を「聞」した後に、靈帝が上奏内容に基づいて行動していることから、「聞」字は上奏文を披閲させる意に解される。

他方、卷五四楊震列伝に「安帝乳母王聖、因保養之勤、緑恩放恣。聖子女伯榮出入宮掖、傳通姦路。(楊)震上疏曰、「……」。奏御。帝以示阿母等、内倖皆懷忿恚」とあり、楊震の上奏文が「奏御」された後、安帝はそれを乳母の王聖らに提示している。右の記事に見えるように、「奏御」の後に皇帝が上奏文を第三者に提示し得たこと、および、一般に漢代において、上奏文が尚書台を経て皇帝に伝達されていたことから、「奏御」は、上奏文を尚書台經由で皇帝に伝達する意に解し得る。

ところで、「後漢紀」卷三〇獻帝紀・建安二十四年条に「(劉)備上言曰、「……臣等、昔、與車騎將軍董承同謀討(曹操)、機事不密、承見陷害。臣播越失據、忠義不果。……」」とあるごとく、劉備とともに曹操謀殺を企てた董承は、「機事」が発覚したことにより、曹操に殺害されている。ここでの「機事」とは、前後の文脈から判断して、機密事項に属する曹操謀殺計画を指すと考えられる。すると、「機事」は機密事項の意に解される。

(22) 「臺閣」については、前掲拙稿Bを参照。

(23) 尾形前掲論文A・前掲書B。

(24) ちなみに、殊礼について、岡安前掲論文は、匈奴单于などの皇帝の賓客と特別な臣下に賜与する「礼遇」とし、石井前掲論文A、B「曹操の司空・丞相府について―漢六朝期における輔政と覇府」(『唐代史研究』創刊号、一九九八年)は、功臣や権臣など、皇帝と特別な関係にある臣下に賜与する「恩賜」としている。

(25) 石井前掲論文A。「蕭何故事」の典拠は、『史記』卷五三蕭相国世家の「於是、乃令蕭何第一、賜帶劍履上殿・入朝不趨」である。世家の「霍光故事」の典拠は、『漢書』卷六八霍光伝の「(霍)光薨、上及(霍)皇太后親臨光喪。……賜金錢・綸絮・緇被百領・衣五十

篋・璧珠璣玉衣、梓宮・便房・黃腸題湊各一具、椗木外臧椁十五具、東園温明、皆如乘輿制度。載光尸柩以輜輶車、黃屋左纛、發材官・輕車・北軍五校士、軍陳至茂陵、以送其葬」である。

(27) 鄧禹の封侯について、卷一六鄧禹列伝に「(建武)十三年、天下平定、諸功臣皆增戶邑。定封(鄧)禹爲高密侯、食高密・昌安・夷安・淳于四縣」とある。

(28) 卷一五來歙列伝に、來歙が隗囂との戦いで活躍した後に開かれた宴会の様子について「於是、置酒高會、勞賜(來)歙。班坐絕席、在諸將之右、賜歙妻練千匹」とあるように、「絶席」とは某者の席次を他者と区別することである。

(29) 朝会儀礼については、渡辺信一郎『天空の玉座―中国古代帝国の朝政と儀礼』(柏書房、一九九六年)を参照。

(30) 廖伯源「東漢將軍制度之演變」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』六〇―一、一九八九年。後に同氏『歷史与制度 漢代政治制度試釈』、香港教育図書公司、一九九七年に収録)。

(31) 前掲拙稿A・B。

(31) 前掲拙稿B。

(本学大学院博士後期課程在籍)